

保護者様

北海道鶴川高等学校長 三村素道

感染症に係る出席停止について

春暖の候、皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に御理解と御支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、お子様がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、学校保健安全法により、学校での感染拡大防止のために出席停止の措置をとることがあります。この場合、通常の欠席とは区別されます。

つきましては、次のような感染症である、または疑いがあると診断された場合は、医師に登校の可否についてご確認いただき、学校までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、医師より登校の許可が出ましたら、「出席停止報告書」（※裏面参照）をご記入いただき、医療機関を受診したことがわかるもの（領収証等）を添付の上、担任まで提出してください。「出席停止報告書」は学校ホームページよりダウンロードできます。

記

分類	病名（疑いと診断された場合も含める）	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、ポリオ、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後（※）5日かつ解熱後2日経過するまで※発症は発熱日
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過しかつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症）など	※本校では、受診し医師から学校を休むよう指示があった場合に、指示された期間、出席停止として対応しております。受診の際は、医師に確認をお願いします。

〈新型コロナウイルス感染症について〉

- 発熱等の風邪症状がある場合は、症状がなくなるまでは自宅で休養するようにしてください。（出席停止となります）
 - 次の症状がある場合は、（1）（2）を目安に「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
 - （1）風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - （2）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
 （基礎疾患等のある児童生徒等は、上の状態が2日程度続く場合）
- ※新型コロナウイルス感染症が流行しています。発熱等の風邪症状で欠席する場合も学校までご連絡をお願いいたします。

担当：養護教諭 宇野 芙美

電話：0145-42-2085

メール：mukawa-z0@hokkaido-c.ed.jp